

第十回国会 大蔵委員会 議録 第五十三号

昭和二十六年五月二十二日(火曜日)

午後二時六分開議

出席委員

委員長代理 理事小山 長規君

理事奥村又十郎君 理事内藤 友明君

理事田中繼之進君

大上 司君

清水 逸平君

塚田十一郎君

三宅 則義君

宮腰 喜助君

深澤 養守君

出席政府委員

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

証券投資信託法案(山本米治君外八名提出、参法第二〇号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案(内閣提出第一五九号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六〇号)

証券投資信託法案(山本米治君外八名提出、参法第二〇号)(予)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第六号)

小山委員長代理 ただいまより会議を開きます。

昨二十一日本委員会に付託に相なりました山本米治君外八名提出にかかわる証券投資信託法案を議題とし、提案者の提案理由の説明を求めます。参議院議員山本米治君。

証券投資信託法案

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 委託会社の登録(第六—第十一條)

第三章 委託会社の業務(第十二—第二十一條)

第四章 監督(第二十二—第二十四條)

第五章 雑則(第二十五—第二十九條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、証券投資信託の制度を確立し、証券投資信託の受益者の保護を図ることにより、一般投資者による証券投資を容易にすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「証券投資信託」とは、信託財産を委託者の指図に基いて特定の有価証券に對する投資として運用することを目的とする信託であつて、且つ、その受益権を分割して不特定且つ多数の者に取得させることを目的とするものをいう。

2 この法律において「有価証券」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。

(証券投資信託以外の有価証券投資を目的とする信託の禁止)

第三条 何人も、証券投資信託を除く外、信託財産を主として有価証券に對する投資として運用することを目的とする信託契約を締結してはならない。但し、信託の受益権を分割して不特定且つ多数の者に取得させることを目的としな

い。この限りでない。

い。

(証券投資信託の委託者及び受託者)

第四条 証券投資信託契約(以下「信託契約」という。)は、証券取引委員会に備える証券投資信託委託会社登録簿(以下「登録簿」という。)に登録された会社(以下「委託会社」という。)を委託者と

し、信託会社又は信託業務を営む銀行を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

2 資本の金額五千万円以上の株式会社でなければ、委託会社となることができない。

(受益証券)

第五条 証券投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもつて表示しなければならぬ。

2 証券投資信託の分割された受益権の譲渡及び行使は、記名式の受益証券をもつて表示されるものを除く外、受益証券をもつてしな

ればならない。

3 証券投資信託の受益者は、信託の元本の償還及び収益の分配に關して、受益権の口数に応じて均等の権利を有するものとする。

4 受益証券は、無記名式とする。但し、受益者の請求により記名式とすることができる。

6 受益証券は、左に掲げる事項及び番号を記載し、取締役がこれに署名したものでなければならぬ。

一 委託者及び受託者の商号

二 信託契約締結当初の信託の元本の額及び受益権の総口数

三 信託契約期間

四 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

五 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期

第二章 委託会社の登録

(登録の申請)

第六条 委託会社となろうとする会社は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 商号及び資本の金額

二 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

三 取締役の氏名

2 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 定款

二 会社登記簿の謄本

三 取締役の履歴書、戸籍抄本又は戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)第十条第一項に規定する証明書及びその者が第九條第一項第四号イからホまでに掲げる者に該当しないことを

証明する書類

五月二十二日

委員河野金昇君辞任につき、その補欠として早稲田柳右エ門君が議長

の指名で委員に選任された。

五月二十一日

第一類第六号

大蔵委員会議録第五十三号

昭和二十六年五月二十二日

誓約する書面

(登録)

第七條 証券取引委員会は、前条第一項の規定による登録の申請があつた場合においては、第九條第一項又は第二項の規定により登録を拒否する場合を除く外、登録申請書を受理した日から三十日以内に、登録原簿に左に掲げる事項を登録しなければならない。

一 商号及び資本の金額
二 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所
三 取締役の氏名
四 登録年月日

2 証券取引委員会は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨及び登録年月日を書面をもつて当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録手数料)

第八條 前条第二項の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた日から三十日以内に、三千円の登録手数料を納めなければならない。

2 前項の登録手数料は、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつた登録手数料の納付書を証券取引委員会に提出して納めるものとする。

3 登録申請者は、登録手数料を納めた後でなければ、信託契約を締結してはならない。

4 証券取引委員会は、第一項に規定する期間内に登録手数料を納めない者については、その者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。

5 証券取引委員会は、前項の規定により登録を取り消した場合においては、遅滞なくその旨をその者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第九條 証券取引委員会は、第六條第一項の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が左の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、当該登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 資本の金額が五千万円以上の株式会社でない者
二 この法律又は証券取引法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社

三 不正の手段により登録を受け、第二十二條第一項第二号若しくは第四号の規定によりその登録を取り消され、又は証券取引法第三十九條第二項、第四十條第三項、第五十七條第一項若しくは第五十九條の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社

四 取締役のうちに左のイからホまでの一に該当する者のある会社
イ 破産者で復権を得ないもの
ロ 禁こ以上の刑又はこの法律若しくは証券取引法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

ホ 第二十三條第一項第二号又は証券取引法第五十九條の規定により解任を命ぜられた役員で当該処分があつた日から五年を経過するまでのもの

より罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

(証券取引法第三十九條第二項、第四十條第三項、第五十七條第一項又は第五十九條の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの者)

二 委託会社が第二十二條第一項第一号の規定により登録を取り消された場合又は証券業者である会社が証券取引法第三十九條第二項、第四十條第三項、第五十七條第一項若しくは第五十九條の規定により登録を取り消された場合において、取消があつた日以前三十日以内に当該会社の取締役又は業務執行社員であつた者で、取消の日から五年を経過するまでのもの

ホ 第二十三條第一項第二号又は証券取引法第五十九條の規定により解任を命ぜられた役員で当該処分があつた日から五年を経過するまでのもの

2 証券取引委員会は、前項の規定に該当する場合の外、登録申請者が信託契約に関する業務以外の業務を現に営み、又は営もうとする会社である場合において、当該信託契約に関する業務以外の業務を兼ねて営むことが公益又は投資者保護のため適当でないことを認めるときは、当該登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

第九條 委託会社は、第七條第一項第一号から第三号までに掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその変更した事項を記載した変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、当該変更が本店及び支店以外の営業所の名称又は所在の場所に係るものである場合を除く外、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該変更を証する書面
二 当該変更が新たに就任した取締役に係るものである場合には、当該取締役に係る第六條第二項第三号に掲げる書類

(登録のまつ消)
第十一條 証券取引委員会は、委託会社が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、遅滞なく当該委託会社の登録をまつ消しなければならない。但し、第二号又は第三号の規定に該当する場合においては、第二項の規定による届出があつた場合を除く外、あらかじめ当該委託会社の代表者又は代表者であつた者に通知して審問を行わなければならない。

しなければならない。

3 証券取引委員会は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なくその旨及びその理由を書面をもつて当該登録申請者に通知しなければならない。

(変更届出)

第十條 委託会社は、第七條第一項第一号から第三号までに掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその変更した事項を記載した変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、当該変更が本店及び支店以外の営業所の名称又は所在の場所に係るものである場合を除く外、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該変更を証する書面
二 当該変更が新たに就任した取締役に係るものである場合には、当該取締役に係る第六條第二項第三号に掲げる書類

(登録のまつ消)
第十一條 証券取引委員会は、委託会社が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、遅滞なく当該委託会社の登録をまつ消しなければならない。但し、第二号又は第三号の規定に該当する場合においては、第二項の規定による届出があつた場合を除く外、あらかじめ当該委託会社の代表者又は代表者であつた者に通知して審問を行わなければならない。

一 第八條第四項又は第二十二條第一項の規定により委託会社の登録を取り消されたとき
二 解散したとき

三 証券投資信託の委託者としての業務を廃止したとき

2 委託会社が前項第二号又は第三号の規定に該当することとなつた場合においては、当該委託会社の代表者又は代表者であつた者は、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第三章 委託会社の業務

第十二條 委託会社は、信託契約を締結するには、あらかじめ証券取引委員会の承認を受けた証券投資信託約款(以下「信託約款」という。)に基かなければならない。

2 信託約款においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 委託者及び受託者
二 委託者及び受託者としての業務に関する事項

三 信託の元本の額に関する事項
四 受益証券に関する事項
五 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項

六 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項
七 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項

八 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項

九 信託約款の変更に関する事項
十 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

(信託約款の承認)

九 信託約款の変更に関する事項
十 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

第十三条 委託会社は、前条第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に信託約款を記載した書類を添えて、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

2 証券取引委員会は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、第三項の規定により承認を拒否する場合を除く外、承認申請書を受理した日から三十日以内に、その承認をしなければならぬ。

3 証券取引委員会は、第一項の規定による承認の申請があつた場合において、信託約款の内容が法令に違反し、若しくは公益若しくは投資者保護のため適当でないとき、又は信託約款に記載した書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、当該委託会社に通知して審問を行つた後、その承認を拒否しなければならない。

4 証券取引委員会は、前二項の規定により承認をし、又は承認を拒否した場合においては、遅滞なくその旨を書面をもつて当該委託会社に通知しなければならない。この場合においては、承認を拒否する旨の通知には、その理由を示さなければならない。

(信託約款の変更の承認)

第十四条 委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、その変更しようとする事項について証券取引委員会の承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更の承認の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「信託約款」とあるのは「その変更しようとする事項及びその変更しようとする理由」と、同条第三項中「信託約款」とあるのは「その変更しようとする事項」と読み替えるものとする。

(信託契約の解約の承認)

第十五条 委託会社は、信託契約を解約しようとするときは、証券取引委員会の承認を受けなければならない。

2 証券取引委員会は、当該信託契約の解約が信託約款に違反し、又は公益若しくは投資者保護のため適当でないとき認めるときは、当該委託会社に通知して審問を行つた後、その承認を拒否しなければならない。

3 第十三条第一項、第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による解約の承認の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「信託約款」とあるのは「その解約しようとする理由」と、同条第二項中「第三項」とあるのは「第十五条第二項」と読み替えるものとする。

(有価証券の引受等の指図の禁止)

第十六条 委託会社は、証券投資信託の信託財産(以下「信託財産」という。)をもつてする有価証券の引受又は信託財産として有する金銭の貸付を当該信託の受託者である会社(以下「受託会社」という。)に指図してはならない。

2 前項において「有価証券の引受」とは、有価証券の売出(証券取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出をいう。以下同じ。)の目的をもつて当該有価証券を取得し、又は有価証券の募集(同条第三項に規定する有価証券の募集をいう。若しくは有価証券の売出に際して他に当該有価証券を取得する者がいない場合にその残部を取得する契約をすることをいう。)

と、委託会社の有価証券の取得等の指図の制限)

第十七条 委託会社は、受託会社に

対し左に掲げる行為の指図をしてはならない。但し、有価証券市場(証券取引法第二条第十二項に規定する有価証券市場をいう。)を通じて当該行為をすべき旨の指図をする場合においては、この限りでない。

一 自己又はその取締役若しくは主要株主(自己又は他人(仮設人を含む。))の名義をもつて発行済株式の総数の百分の十以上の株式を有する株主をいう。)が有する有価証券を信託財産をもつて取得すること。

二 信託財産として有する有価証券を前号に規定する者に対して売却し、又は貸し付けること。

(他業兼営の承認)

第十八条 委託会社は、新たに信託契約に関する業務以外の業務を営もうとするときは、証券取引委員会の承認を受けなければならない。

2 証券取引委員会は、委託会社が当該信託契約に関する業務以外の業務を兼ねて営むことが公益又は

投資者保護のため適当でないと認めるときは、当該委託会社に通知して審問を行つた後、その承認を拒否しなければならない。

3 第十三条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定による承認の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「信託約款」とあるのは「その営もうとする業務の内容及びその業務を営もうとする理由」と読み替えるものとする。

(信託財産に関する報告書)

第十九条 委託会社は、信託契約を締結した日から六月ごとに、証券取引委員会規則で定める様式により当該期間内の当該信託契約に係る信託財産に関する報告書を作成し、当該期間が経過した日から二月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

2 委託会社は、信託契約が終了した場合においては、証券取引委員会規則で定める様式により当該信託契約に係る信託財産に関する総計算書を作成し、当該信託契約が終了した日から二月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

(信託財産等に関する帳簿書類)

第二十条 委託会社は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定めるところにより、信託財産その他その業務に関する帳簿書類を作成しなければならない。

2 委託会社は、信託財産に関する帳簿書類を当該信託契約の終了後

五年間保存しなければならない。

3 証券投資信託の受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

第四章 監督

(報告の徴収及び検査)

第二十一条 証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、委託会社若しくは受託会社から証券投資信託に関する資料若しくは報告書徴し、又は当該職員をして委託会社の信託財産その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により帳簿書類の検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、利害関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による資料又は報告書の徴収及び検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督上の処分)

第二十二条 証券取引委員会は、委託会社が左の各号の一に該当する場合においては、当該委託会社に通知して審問を行つた後、その登録を取り消さなければならない。

三 第九條第一項第四号イからニまでの一に該当することとなつたとき。

四 登録当時第九條第一項第四号の規定に該当していたことを発見したとき。

2 証券取引委員会は、前項の規定により登録を取り消す場合において、当該委託会社に係る信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、当該委託会社に対し、証券取引委員会があらかじめ当該信託契約に係る委託会社及び他の委託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社に引き継ぐことを命ずることができる。

3 証券取引委員会は、前項の規定により信託契約に関する業務の引継を命じた場合においては、遅滞なくその旨を受託会社及びその引継を受ける委託会社に通知しなければならない。

4 第九條第三項の規定は、第一項の規定による登録の取消をした場合に準用する。

第二十三條 証券取引委員会は、委託会社又はその取締役が左の各号の一に該当する場合においては、当該委託会社又は取締役に対して、審問を行つた後、当該委託会社又は当該取締役の属する委託会社に対し、当該各号に掲げる処分をすることができ。

一 委託会社が法令若しくは信託契約に違反し、又はその業務の執行が適正を欠くため、現に存する信託契約に基づく信託契約の

継続が公益又は投資者保護のため適当でないことを認めるときは、左に掲げる処分
イ 当該信託契約の解約を命ずること。

ロ 証券取引委員会があらかじめ当該信託契約に係る委託会社及び他の委託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社に引き継ぐことを命ずること。

ハ ロの場合を除く外、当該信託契約の変更を命ずること。
ニ 委託会社が法令若しくは信託契約に違反し、又はその取締役が法令に違反した場合においては、その違反行為をした取締役の解任を命ずること。

2 前条第三項の規定は、前項第一号ロの規定による処分をした場合に準用する。

3 第九條第三項の規定は、第一項の規定による処分をした場合に準用する。

(公告の命令)

第二十四條 証券取引委員会は、左の各号の一に該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、その指示するところに従い、当該委託会社に対し当該各号に掲げる事項の全部又は一部を新聞紙に掲載して公告すべき旨を命ずることができる。

一 第十四條第一項の規定による信託契約の変更の承認をした場合においては、当該変更の承認をした事項

二 第十九條第一項の規定による信託財産に関する報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書に記載された事項
第五章 雑則
(私的独占禁止法の適用除外)

第二十五條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十一條第一項及び第二項の規定は、委託会社が信託財産をもつて株式を取得し、又は所有する場合においては適用しない。但し、当該委託会社が自ら当該株式をもつて議決権を行使する場合においては、この限りでない。

(信託契約の解約及び解約等の場合の公告)
第二十六條 委託会社又は受託会社が左の各号の一に該当する場合においては、委託会社(当該委託会社が合併に因り解散した場合に合併後存続する会社又は合併に因り設立した会社)は、遅滞なく当該委託会社に係る信託契約を解約しなければならない。

一 委託会社が第二十二條第一項の規定により委託会社の登録を取り消されたとき。

二 委託会社が解散したとき。

三 委託会社が証券投資信託の委託者としての業務を廃止したとき。

四 受託会社が営業免許の取消その他の事由により信託会社又は信託業務を営む銀行でなくなつたとき。

2 前項の規定は、左の各号の一に該当する場合においては、適用しない。

一 委託会社が前項第一号の規定に該当する場合において、第二十二條第二項の規定による証券取引委員会の命令に従つて信託契約に関する業務の引継をしたとき。

二 委託会社が合併に因り解散した場合において、当該合併後存続する会社が委託会社であるとき。

三 委託会社が合併に因り解散した場合において、当該合併に因り設立した会社が設立後遅滞なく第六條第一項の規定による登録の申請をして当該登録を受けたとき。

3 委託会社又は委託会社であつた会社は、信託契約が解約された場合又は信託契約に関する業務の引継を受けた場合においては、遅滞なくその旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告しなければならない。

(審問の場合の証券取引法の準用)
第二十七條 証券取引法第八十二條、第八十三條及び第八十六條の規定(審問の手続及び審問に関する調査のための処分)は、この法律の規定による審問について準用する。

(実施規定)
第二十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、証券取引委員会規則で定める。

第六章 罰則
第二十九條 第三條又は第四條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の

罰金に処し、又はこれを併科する。
第三十條 左の場合においては、その行為をした委託会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六條第一項又は第十七條の規定に違反したとき。
二 第十八條第一項の規定に違反して、承認を受けないで他の業務を営んだとき。

第三十一條 第五條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第三十二條 左の場合においては、その行為をした委託会社又は委託会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八條第三項の規定に違反したとき。

二 第十二條第一項の規定に違反して、証券取引委員会からの承認を受けた信託契約に基づかないで信託契約を締結したとき。

三 第十四條第一項の規定に違反して、承認を受けないで信託契約を変更したとき。

四 第十五條第一項の規定に違反して、承認を受けないで信託契約を解約したとき。

五 第二十二條第二項の規定による命令に違反したとき。
六 第二十三條第一項第一号の規定による処分を違反したとき。

七 第二十三條第一項第二号の規定による処分があつた場合において、当該取締役の解任のため手続をなかつたとき。

八 第二十六條第一項の規定に違反したとき。

第三十三條 第六條第一項の規定による登録申請書又はその添附書類に虚偽の記載をして提出した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四條 左の場合においては、その行為をした委託会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條第一項の規定による変更届出書を提出せず、又は変更届出書若しくはその添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第十三條第一項（第十四條第二項、第十五條第三項及び第十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書又はその添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第三十五條 左の場合においては、その行為をした委託会社又は委託会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項又は第二項の規定による書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第二十条第一項の規定による

帳簿書類を作成せず、又は帳簿書類に虚偽の記載をしたとき。

三 第二十条第二項の規定に違反したとき。

四 第二十四条の規定による命令に違反したとき。

五 第二十六條第三項の規定に違反したとき。

第三十六條 左の場合においては、その行為をした委託会社又は受託会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定による資料若しくは報告書を提出せず、又は資料若しくは報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第二十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前八條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の過料に処する。

一 第十一条第二項の規定に違反した者

二 第二十七条において準用する証券取引法第八十三條第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は意見若しくは報告を提出せず、若しくは虚偽の意見若しくは報告を提出した者

二 第二十七条において準用する証券取引法第八十三條第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は意見若しくは報告を提出せず、若しくは虚偽の意見若しくは報告を提出した者

三 第二十七条において準用する証券取引法第八十三條第二号の規定による鑑定人に対する処分違反して、出頭せず、鑑定をせず又は虚偽の鑑定をした者

四 第二十七条において準用する証券取引法第八十三條第三号の規定による関係人に対する処分違反して、物件を提出しなかつた者

五 第二十七条において準用する証券取引法第八十三條第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則
一 この法律は、公布の日から施行する。

2 証券取引法の一部を次のように改正する。

第五條第三項の次に次の二項を加える。

投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する届出書に記載すべき事項は、同項の規定にかかわらず、左に掲げる事項とする。

一 委託者及び受託者である会社の目的、商号及び資本の金額

二 委託者及び受託者である会社の本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

三 委託者及び受託者である会社の役員の名氏及び住所

四 第一項第六号、第九号、第十号及び第二十号に掲げる事項

五 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する届出書に添附すべき書類は、第三項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる書類、投資信託約款及び証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるその他の書類とする。

第一百十一条第三項の次に次の一項を加える。

投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する登録申請書に記載すべき事項は、同項の規定にかかわらず、第五條第四項第一号に掲げる事項、当該受益証券に係る信託財産の運用状況に関する事項及び第一項第七号に掲げる事項と、これに添附すべき書類は、第五項の規定にかかわらず、投資信託約款及び証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるその他の書類とする。

社、本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

委託者及び受託者である会社の役員の名氏及び住所

第一項第六号、第九号、第十号及び第二十号に掲げる事項

その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるその他の書類とする。

3 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号及び第三項中「利息の配当」の下に「若しくは証券投資信託の収益の分配」を加える。

第四条第一項中「この法律の施行地において、信託の利益の支払をなす合同運用信託」を「合同運用信託又は証券投資信託の信託財産につき生ずる所得」に改める。

第七条に次の一項を加える。
この法律において証券投資信託とは、証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。

第九条第一項第二号中「又は剰余金の分配」を、「剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配」に改め、「無記名株式の配当」の下に「又は無記名受益証券につき受ける収益の分配」を加える。

第十一條中「無記名の株式」の下に「若しくは証券投資信託の受益証券」を加え、「利子又は配当」を「利子、配当又は収益」に改める。

第十五條の二中「百分の二十五」の下に「（証券投資信託の収益の分配に因る配当所得については、百分の十五）」を加え、「（当該金額が当該所得税額をこえる場合においては、当該所得税額に相当する金額）」を削り、同条に次の但書を加える。

但し、その控除すべき金額が当該所得税額をこえる場合においては、当該所得税額に相当する金額を控除するものとする。

五

第十七条中「配当所得のうち利息の配当」を「利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」に、「並びに無記名株式の利息の配当」を「無記名株式の利息の配当並びに無記名受託証券につき受ける収益の分配」に改める。

第十八条中「配当所得のうち利息の配当」を「利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」に、「並びに無記名株式の利息の配当」を「無記名株式の利息の配当並びに無記名受託証券につき受ける収益の分配」に改める。

第十九条中「合同運用信託」の下に「又は証券投資信託」を加える。

第三十七条中「配当所得のうち利息の配当」を「利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」に改める。

第五十八条中「利子の支払」を「利子の支払又は収益の分配」に、「公債又は社債」を「公債若しくは社債又は証券投資信託の受益証券」に改める。

第五十九条第一項中「又は株式」を「株式又は証券投資信託の受益証券」に、「利子又は配当」を「利子、配当又は収益」に改め、同条第二項中「利子又は配当」を「前項の利子、配当又は収益」に、「前項」を「同項」に改める。

第六十一条第一項第二号中「又は剰余金の分配」を「剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配」に改め、同条第二項中「合同

運用信託」の下に「及び証券投資信託」を加える。

4 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の六第一項中「内国法人から利益の配当又は剰余金の分配」を「内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配」に、「申告書に当該利益の配当又は剰余金の分配を申告書に、当該利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配又は出資」を「当該利益の配当又は出資」を「当該利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額又は当該利益の分配に因り受けた金額の百分の六十に相当する金額（これらの元本たる株式、出資又は受益証券）に、「その利子の額を控除した金額」を「当該利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額から当該利子の額を控除した金額又は当該利益の分配に因り受けた金額から当該利子の額を控除した金額の百分の六十に相当する金額」に改める。

第十二条第二項中「合同運用信託」の下に「又は証券投資信託」を加える。

5 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第三号中「受益者と委託者」を「証券投資信託法（昭和二十六年法律第 号）第二条第一項に規定する証券投資

信託以外の信託で受益者と委託者に改める。

6 富裕税法（昭和二十五年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「合同運用信託」の下に「及び証券投資信託法（昭和二十六年法律第 号）第二条第一項に規定する証券投資信託」を加える。

7 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「若しくは出資」を「出資若しくは証券投資信託（証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同じ。）の受益証券」に、「配当所得のうち利息の配当」を「利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」に改め、同条第二項中「又は出資」を「出資又は証券投資信託の受益証券」に、「又は利息の配当」を「利息の配当又は収益」に改める。

○山本参議院議員 だいま上程されました証券投資信託法案の提案理由を御説明申し上げます。

今日のわが国経済において、資本蓄積の促進が必要であることは申すまでもありませんが、本法案はこの要請に応ずる重要な一施策となるものでありまして、すなわちこれにより証券投資信託の制度を確立し、証券投資信託の受益者の保護をはかることにより、中小投資家による証券投資を容易にし、ひいては証券市場を安定させ、産業資金

の調達を順便ならしむることを目的とするものであります。

その内容のおもなる点を申し上げますと、第一に、本法において「証券投資信託」とは、信託財産を委託者のさしずめ基に特定の有価証券に対する投資として運用することを目的とし、かつ、その受益権を分割して、これを不特定多数の者に取得させることを目的とする信託でありまして、かくの如き証券投資信託によらなければ、右のような目的の信託契約を締結してはならないこととしております。

第二に、証券投資信託の委託者は、資本金五千万円以上の株式会社であつて、証券取引委員会に備える登録簿に登録されたものでなければならぬこととし、その受益者は信託会社または信託業を営む銀行でなければならぬこととしております。

第三に、証券投資信託の受益権は均等に分割し、その分割された受益権は一定の事項を記載した受益証券をもつて表示しなければならぬこととし、かつ、受益証券は原則として無記名式としております。

第四に、証券投資信託の委託会社が信託契約を締結するには、あらかじめ証券取引委員会の承認を受けた信託契約に基かなければならぬこととし、同委員会は、承認の申請があつた信託契約の内容が、法令に違反し、または公益もしくは投資者保護のため適当でないとき、その承認を拒否することとしております。信託契約の変更または信託契約の解約についても同様であります。

第五に、証券投資信託の委託会社が信託財産の運用について受託会社にさしずるにあつては、受益者の保護に欠けることとなるような行為のさしずめしてはならないこととしております。

第六に、証券投資信託の委託会社が、信託契約に關する業務以外の業務を営もうとするときは、証券取引委員会の承認を受けなければならないこととし、同委員会は、その業務が公益または投資者保護のため適当でないとき、その承認を拒否することとしております。

第七に、証券投資信託の受託会社が、証券投資信託の引受により株式を取得または所有する場合に、私的独占禁止法の株式の取得または所有に關する制限規定を排除することとしております。

第八に、証券投資信託の収益の分配に關しては、源泉において二割の所得税を徴収し、繰合申告をした場合においては、一割五分の配当控除をすることとしております。

以上がこの法案の要点であります。が、証券投資信託の制度を確立することの重要性を御勘考くださいまして、何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願いする次第でございます。

○小山委員長代理 本法案に關する質疑はあつたといふことについて、御異議はございませうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○小山委員長代理 異議なしと認めまして、次の法案に移ります。

○小山委員長代理 次に、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置に關し承認を求め

るの件、及び租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案の、河法律案を一括議題といたしまして、前会に引続き質疑を行います。

○田中(總)委員 税関の支署及び出張所の増設に關して承認を求めるとの件について、一、二点伺いたいと思うのですが、これは直接今度の承認を求めるとの件と関連がないわけでありまして、この中に日向市に税関支署を新設するということがございます。この税関支署は新設ですね。

○北島政府委員 税関支署は新設でございますが、現在は鹿兒島税関支署の細島出張所ということになっておりました。出張所を税関支署に昇格させるという意味合いでございます。

○田中(總)委員 これを税関支署に昇格させることの、何か特別な理由があらうのでしょうか。

○北島政府委員 御存じのことと存じますが、細島は地理的条件にたいへん恵まれておりまして、宮崎県下の唯一の開港でございます。最近におきまして、宮崎県並に地元において非常に細島港の振興対策を目下画策中でございます。なおかつ近所にごきまます延岡の旭化成の工場等におきまして、原料塩とか、あるいはその製品などが、将来は開港を経由しないで、直接に細島から出入りするといふような見通しがついておりまして、相当今後貿易の振興が期待されておるわけでございます。なお依然として沖繩方面に對するところの密貿易が、この附近に相当ある模様でございますので、この出張所を昇格させたいということでございます。

でございます。

○田中(總)委員 私ここへ支署を設けるといふこと、現在出張所があるのを支署に昇格させるということについては、反對の立場から御質問しておるわけじやないのでしょうか、ここに現在、いわゆる占領軍関係のもので、日本側が保管管理をしておるといふふうな施設がございまして、実は最近この細島の関係で、これは外務省の用員が何かになつておるとおるのですけれども、一種の進駐軍事務者が、こゝで何名か三月三十一日限りで実は整理になつておる問題があつて、そういう人たちが国家公務員のうちで、定員外の人員になつておるのでございますけれども、やめる場合に公務員の退職の場合のような退職手当等がもらえないといふことで、先般それらの人たちの所屬している組合の委員長から、私のところへ相談に來られたことがあるわけでございます。これは税関支署に、最初にお祈りしたように直接関連がないわけでありまして、そういう関係のもので、一面現在おる用員すら整理するやうなところに、新しく税関の支署が設けられるといふことは、ちよつと結びつけて考えようと矛盾するやうに感じましたので、もし事情がおわかりであればお聞かせ願ひたいと思ひまして、伺つたわけでございます。

○北島政府委員 たいだいまお話がありました進駐軍事務者の整理という問題につきましましては、私案閣下にて存じませんで、まことに申訳ございませうが、税関自体として考えてみますと、ただいま申し上げましたように、この出張所は最近、相当將來にわたつて貿易が振興されるといふ見通しがござい

ますので、定員は増加いたしませんけれども、出張所でありまして、権限の問題につきましまして、悪いので、税関支署に昇格させるという考え方をございまして。別にこれによつて定員を増すといふことは考えておりません。

○田中(總)委員 それはまた別の方で事情を調べますからついででございます。もう一点私伺ひをしておきたいのでありますが、今度門司の税関で大村市に佐世保税関支署の出張所を設けるということになつておるのであります。これは大村市に例の出入国管理庁の大村収容所がある関係から、設置されるのではないかと想像しておるのであります。その通り理解していいのですか。

○北島政府委員 仰せの通りであります。昨年までは針尾に出入国管理庁の収容所がありまして、そこに税関支署の出張所もあつたのであります。昨年の暮れに針尾の収容所が警察予備隊の機關になりまして、その關係上出入国管理庁の収容所が大村に移転いたしました。それに伴ひまして税関の出張所も大村に移転するといふ關係でございます。

○田中(總)委員 これも税関の出張所の仕事の上的ことについて、私希望を述べておきたいのであります。出入国管理庁の關係で、不法入国しましたり、あるいは国内で第三國人として登録を受けていない、主として朝鮮の人のようであります。本國へ送還されるために大村の収容所に入れられておるわけでありまして、ところが最近取扱つただけでも、本國へ送還されるということでも、事情を聞けば、非常

気の毒な人があるわけでございます。私も送還されるばかりになつておつた人々を數名、内地にとどめてもらうように交渉いたしました。承認を得た場合もあるわけでありまして、もちろん出入国管理庁で行うことと税関出張所との仕事には、直接の関連がないわけでありまして、こういうことで本國へ送還される人々の中にも、私は相当個別に調べて参りますれば、気の毒な人々もあると思ふのです。事情から見てあると思ふので、税関出張所において、当然本國へ持ち帰る品物等の検査をやらせらるうと思ふのであります。こゝにこゝに送還された人々が本國へ歸つて、どういふ運命をたどるかといふやうなことも、私心は聞きますと、相當の毒な結果が予想されるやうであります。そういう点は、かりに犯罪行為といふものがあつたといつたとしても、罪を憎んでも人を憎まないといふ建前が、これは民主主義のルールであると思ひますので、こゝにこゝに大村出張所の税関關係の取扱ひにあたりまして、これは当然、税関行政の立場から行います検査でありますけれども、送還される行く人々の中には、それ／＼やはり同情に値するやうな気の毒な事情も包含されてゐる。私が最近二、三取扱つただけでも、そういう事情が察知されまします。これは出張所を設けるといふ点は私も異議がないのであります。出張所において取扱う面におきましては、特にそういう、あそこの特殊な事情にかんがみまして、もちろん各税関すべての場合であります。接する人々に、あくまで私は親切な立場で臨んでいただきたいといふ希望だけを申

し述べておきます。

○深澤委員 この提案理由によりますと、外國貿易及び密貿易の趨勢に對應して、税関支署の増設をやるのだといふことが提案の理由であります。外國貿易については、これは國民の前に明らかになつておるわけでありまして、しかし密貿易の趨勢といふ問題については、これはなかなか明確になつていないのであります。そこでわれ／＼はこの密貿易の趨勢に對應するために、支署を増設するといふことであるならば、これは密貿易の趨勢がどういふ状態になつてゐるかといふことを、一応ここに承知する必要があると思ふ。その点についてひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○北島政府委員 私どもでは密貿易を検査しておりますが、はたしてそれが密貿易の全体であるかどうかにつきましては、これは確信はないわけでございます。これは實際の密貿易の何パーセントを検査いたしておるか、これはちよつと具體的に申し上げるわけに参りませんけれども、今までの検査したところでも申しますと、まず検査件数が申しますと、大体昭和二十一年から二十四年までは毎年増加になつておりました。密輸出、密輸入は、トータルで申し上げますと、昭和二十一年におきましては検査件数が百五十一件、昭和二十二年におきましては四百八十件、昭和二十三年におきましては六百九十六件、昭和二十四年におきましては飛躍的に増加いたしまして千七百七十四件でございます。これに對して昨年はどうかと言いますと、大体倍合の数字でございます。千七百七十二件といふ検査件数になつております。それか

らまた密輸の物件の価格から申ししましても、昭和二十四年までは漸増いたしておりました、二十五年はまた二十四年とほとんど同程度の価格になつております。密輸につきましても、私ども並びに海上保安庁、各警察その他関係方面協力をいたしまして、件数の極力多からんことを期しておるわけであり、また、ただいままでの状況を見ますと、昨年の朝鮮事変の勃発以来は、多少朝鮮方面の密輸が少くなり、またために、全体の最近の件数としては多少減つておるのではないかと考えられます。試みに今年の一月から三月までの件数と、昨年の一月から三月までの同じ期間の件数を比較いたしました数字がございまして、それによりますれば、大体昨年の一三三に對しまして今年の一一三は六割ないし七割程度の件数になつております。但しこのような状態も朝鮮事変が一落したと見ますと、また朝鮮方面の密輸がふえて参りました、相当増加して来るのじやないか。われわれといたしましては、この一時的な現象に氣をゆるめないで、今後の対策を十分考慮しなければならぬと思つております。また密輸の方法につきましても、手をかえ品をかえてますます巧妙になる。ときにはまた暴力も振うという傾向になつておりました、税関官吏は一致協力して密輸の検査に當つておるわけでありまして、さらに一層がんばつて検査いたして参らうと思つております。

○深澤委員 この密輸合計が千七百七十二件となつておりますが、これを密輸出と密輸入に区別をしますと、どういふことになりますか。昭和二十五年だけで千七百七十二件です。

○北島政府委員 さつき昭和二十五年の密輸合計千七百七十二件と申し上げましたが、これを密輸出と密輸入とに分けて申しますと、密輸出二百四十二件、密輸入が千五百三十件ということになつております。

○深澤委員 それから密輸出の物件はどういふ性質のものが多いのか。それから輸入の方はどういふ物件が多数を占めているか。そういうような点がおわかりになりましたらひとつ……

○北島政府委員 昨年中の密輸出物件のおもなものを申しますと、木材、電気器具、食料品、文房具、繊維製品等でございます。これに對して密輸入のおもな物件は薬品類、スクラップ、砂糖、サツカリン、海人草、食料品、タバコ等でございます。

○奥村委員 ただいま議題となつております地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税関の支署及び出張所に並びに支署の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めの件につきましても、すでに質疑も尽されたと思ひますので、本件につきましても質疑を打ち切り、討論を省略し、ただちに採決に入られんことを望みます。

○小山委員長代理 ただいまの奥村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山委員長代理 御異議がないようでありますから、ただいま上程されております地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税関の支署及び出張所に並びに支署の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めの件につきましても、質疑を打ち切り、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小山委員長代理 起立議員。よつて本案は承認すべきものと議決いたします。

右の件に關する報告書の件につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

○小山委員長代理 それでは租税特別措置法の一部を改正する法律案、これを議題といたしまして質疑を継続いたします。内藤君。

○内藤(友)委員 ただいま議題となつております租税特別措置法の一部を改正する法律案は、漁業権制度の改正に伴ひまして、漁業権等が消滅する場合交付する補償金は、これは漁業権証券で出すことになつておるわけでありまして、その課税に對する特別な措置を講じようというのであります。そこで今までの委員会におきましていろいろ審議いたしましたのでありますが、実はこの漁業権証券の条件なるものの内容を、政府はいまだ不明確にいたされておりましたので、この法案の審議にたいへん支障を來しておつたのであります。昨日もいろいろ大蔵農林両省の關係官のお話を聞きましたけれども、この点だけがまだきまつておられぬというお話でありますので、この法案審議にまことに困るのであります。政府の意圖と申しますか、政府がいけないのじやないかと思ひます。そこでお尋ね申し上げたいことは、この漁業権証券の条件なるものはどういふようになつたのか、金利はどうなつておるのか、期間はどうなつておるか、記名式

か無記名式か、普通の国債と同様な取扱ひを受ける性質のものになつておるか、どうか、そういうようなことにつきては、関係当局からきまつたことをひとつお話をいただきたいと思ひます。

○酒井政府委員 お答えいたします。漁業権証券の発行条件等につきまして、その後のいろいろ調査研究を遂げました結果、額面額をもつて発行価額といたします。利率は五分五厘、償還期限五年ということにいたしております。もちろん無記名式ということでございます。担保に差入れ、あるいは譲渡するといふような場合に別段の制限はございません。一般の国債と同じような取扱ひをするということに決定いたしましたから、御了承願ひいたします。

○内藤(友)委員 ただいまのことは、それは大蔵省として正式におきめになつたのですか。

○酒井政府委員 大蔵省としてそういうふうな決定をいたしました。

○内藤(友)委員 実は昨日銀行局長から承りますと、期間はできるだけ短かくするといふことを、非常に強調せられたのであります。初めは五年かと思つておつたのでありますけれども、そのできるだけ短かくするといふ力強いお言葉でありましたから、三年か二年と考えておつたのであります。それが五年とできるだけ長くせられた理由はどこにあるのでありますか。それをお尋ねしたいと思ひます。

○酒井政府委員 期限につきましてはいろいろ議論がございました。しかしこの漁業権証券を発行いたします法律の根拠といたしまして、前の法律によ

りますと、この漁業権の補償なるものは公債をもつてする。その公債をもつてする。その公債は年々の免許料と申しますか、その収益をもつて返して行くといふことが建前になつております。そういういたしますと、現在の漁業権の免許料から推算いたしますと相当に長い期間を要する。しかしながら、金庫の面で相当問題が起るではないかといふことで、ある程度期限は縮めざるを得ないのであるかと考えまして、いろいろ審議をしたのであります。三年といふような短かいことにいたしました。法律の趣旨から申しましても、むしろ現金で交付するのとそれは差がなくなつて来る、趣旨がはなはだ不明確になるというふうなこともございまして、かたが、現在の国債の発行条件は五年の五分五厘、今まで五分五厘というのが標準でございます。従ひまして、この際特別のそういう国債を出すよりは、一般の国債並に扱ひまして、他の国債の現在の発行条件であります五年の五分五厘といふところがよろしいのではないかと、いふところとで、五年におつたわけでありま

○内藤(友)委員 理財局がそうおきめになつたのでありますから、いまだらうにもしかたがないと思ふのであります。そこで主計局にお尋ねしたいと思ひます。当然これは予算的措置が伴つて来るものと思ふのであります。償還はもう二十六年度からおやらないですか。

○石原(周)政府委員 償還は定期償還といふことになつておりますので、今年中に発行されるといたしますと、

りまして、この漁業権の補償なるものは公債をもつてする。その公債をもつてする。その公債は年々の免許料と申しますか、その収益をもつて返して行くといふことが建前になつております。そういういたしますと、現在の漁業権の免許料から推算いたしますと相当に長い期間を要する。しかしながら、金庫の面で相当問題が起るではないかといふことで、ある程度期限は縮めざるを得ないのであるかと考えまして、いろいろ審議をしたのであります。三年といふような短かいことにいたしました。法律の趣旨から申しましても、むしろ現金で交付するのとそれは差がなくなつて来る、趣旨がはなはだ不明確になるというふうなこともございまして、かたが、現在の国債の発行条件は五年の五分五厘、今まで五分五厘というのが標準でございます。従ひまして、この際特別のそういう国債を出すよりは、一般の国債並に扱ひまして、他の国債の現在の発行条件であります五年の五分五厘といふところがよろしいのではないかと、いふところとで、五年におつたわけでありま

昭和三十一年、そのときに償還をいたすということになるわけでありす。
○内藤(友)委員、そうしますと、そのときにあれは百七十億全部償還なさるのですか。それとも年々買上げ償還というような形で行かれるのですか。

○石原(周)政府委員、昨日あるいは前前会に銀行局長その他から申し上げたかと思いますが、目下のところ本年度の予算に計上してございます。債務償還の経費のうちをもちまして、三十億程度の償還をいたすというところに、大抵話合いをしておるわけでありす。

従いまして百七十億のうちから、少くとも本年度にそういうような買上げ償還をいたします金額は当然出る。明年以降の問題につきましては、これは先走つて申し上げられませんが、そういうような債務償還の経費の計上が可能であるかどうか、あるいは財政法の規定によります前年度剰余金の半分か、償還をいたす金額がどういふ金額になるかという点に關連いたしますので、二十七年以降のことにはちよつと今日申し上げがたいのでありす。が、でき得ればもちろん買上げ償還をして参りたいというように考えております。

○深澤委員、三十億償還の予定を立てられてゐるその償還の方法ですが、百七十億のうちからどういふものを選択して、まず優先的に償還するかということが問題になつて来ると思ひます。そういう問題について何か腹案をお持ちでありますか。

○石原(周)政府委員、これは銀行局、あるいは農林省の方からお答えをするのがよろしいかと思ひます。であります。が、便宜私の方から承知してあります。

範囲内のことだけお答えいたします。買上げ償還ということに相なりますと、こういうものに償還をすることが可能かどうかという問題が起るわけでありす。従いまして、現在買上げ償還をいたします方法といたしましては、仲介に預金部を使うつもりでございす。現在のところでは、これはなお農林省の方と御相談をいたし、いろいろ御意見を伺わなければならぬ点もあると思ひます。

が、農林中金並びにその系統機關を通じて償還の金が流れて参ります。その際には農林中金というような金融機構におきまして、この漁業制度改革に伴います所要の漁業資金のうち、優先的に扱う必要のあるようなものをねらいまして、そこら辺で一応スクリーンをやります。それが預金部に買上げ償還の形で流れる、こういうようなやり方をいたしたいと思つております。その方法で、無差別な抽籤償還というものに伴います。いふやうな非能率、あるいは不十分な点を補ひたいという意味であります。

○深澤委員、どうもそれでは不明確であります。たとえば漁業会が持つておるもの、会社が持つておるもの、あるいはまた漁業権の種類別によつて、定置、専用その他いろいろなものがありす。が、こういうぐあいにして証券を出されてゐるわけですか。こういうものをどの観点からどういふものに優先的に償還するかという何らかの方法、基準がなければならぬと思ひます。その基準が何かにあります。ら、明確にしたいと思ひます。

○石原(周)政府委員、その基準につきましては、先ほど申し上げましたように、関係部局の間で相談しました今後もして参りたい。大体におきまして、定置漁業あたりを中心といたします作業の共同化という点に中心を置きます。それ以外のいろいろなものも優先順位を考えながら、そういうようなところに金が流れるように、今申しましたような金の動かし方で行つて参りたいと思つております。

別会計が何か、そういうふうな方法でもつてやつて行かないと、ほんとうにこちらで考へてゐるような指導はできないのではないかと。もちろん農林中金は農林省の監督下にありす。従つてその面のある程度の指導は可能であると思ひます。しかしながらこれはどこまでも負債の買上げという一つの方式でありすので、立ち入つた指導はなから困難でなからうか。

特別会計のようなものでありす。ば、これはやはり農林省の直轄事業といふことにもなりますので、いろいろ融資の条件その他について、ある程度こちらの考え方を通り立ち入つた指導ができるという点で、われ／＼としましてはいろいろ意見があるところであるわけでありす。もちろんこれはまだ大蔵省で具体的に係の間で相談しておる程度でありまして、今の償還買上げの關係は、はたしてどの程度のものでございすかという結論には達しておらないのでありす。

○深澤委員、今の水産庁次長の発言はきかめて重大な内容を含んでゐると思ひます。そこで大蔵省当局にお聞きしたいのは、日本の漁業の復興という面から、この証券融資の問題、あるいは償還の問題は、漁業資金が散逸しないという一貫性を持つた方針でやらないと、せつなく償還をいたしてしまつてもその資金が散逸して、漁業に返つて行かないという危険性が多分にあると思ひます。だから私も単にそれを償還するといふこの問題を解決することだけでなしに、漁業資金が他に散逸せず、現在疲弊困難の状況にある日本の漁業を復興させるというところに、この資金を集中する必要があると思ひます。

○石原(周)政府委員、私の申し上げたのがはつきりしなかつたので、はなはだ恐縮であります。先ほど申し上げましたのはまさにお尋ねの通りに、金が所要の方角に流れることを何とかして確保したいというふうに思つております。その点は農林省もわれ／＼も同様でございまして、この債務償還の大きな金が入るからかからないといふようなことでやつて参りますことではない、私もそれはそれが所要の資金に流れるように金の方角をつけて行きたい、ひもをつけて行きたいといふように考へております。そこでひもをつける方法として、一案として農林中金を仲介してはどうか。それに対して水産庁側のいろいろ要請もあるものでありまして、現在どういふ方法が一番適当だろうかといふことにつきましては相談しております。そのねらいはまさにお尋ねのようなことを考へております。

○深澤委員、そこでもう一点つづ込んでお聞きしたいのは、長い間漁業金融庫の問題や特別会計の問題が問題になつて、行き悩んでおる状態でありす。この問題については、そういう形で漁業資金が散逸しないように、統一した指導ができるようにという方針については、政府内部においても賛成される方があつたわけでありす。ところがそれが国会の初めから問題になつてゐるに、いよ／＼国会が末期になつてゐるにかかわらず、まだそれが具体

九

的に発展せずに、まだ相談しなければならぬという過程にあるのでありますが、一体そういうことができないという根拠はどこにあるか。政府内部の意見の対立か。それとも関係方面の意見と食い違っているのか。どういふところにこの相談のまともでない根本原因があるか、われ／＼は不審にたえないのでありますが、一体どういふところにこの漁業金融庫や特別会計の異体化ができない根本原因があるか。その点を明確にしたい。

○石原(周)政府委員 水産の特別会計をつくりたいというお申入れが最近農林省からあつたのであります。それに對しまして私どもの考えております点を申し上げます、農林漁業の資金融通特別会計というものを先般つくりまして、この系統から農林漁業関係の、普通の金融を通じては融通の困難というものに對しまする金融を行うわけでありまして、従いましてこの新しい水産特別会計をつくります場合には、いましては、一般会計の資金にいたしまして、あるいは預金部の資金にいたしまして、あるいは新設する資金を調達するわけでありまして、その必要な資金をどこから捻出をいたしまするか。これは補正予算の全体の問題と関連を持つわけでありまして、もしかりに何らかの資金が捻出せられるとしたら、せつ／＼農林漁業という名前におきましてつくつておりますところの会計でござりまするから、その会計を通じて流すべきである。ただそれと相並行いたしまして、本年度は相当巨額の債務償還の金もござりまするから、この金が漁業証券の償還に使われまし

て、この方で相当程度必要な資金が流れるというのを並行して考えております。この農林漁業特別会計の方で將來の程度の増額がなされるかということは、全体の補正予算の問題と関連しまするので、申し上げにくいのであります。さしあたりでございますことは、債務償還の金のうちから三十億程度さくというものがまず考えられまして、従つてその線をどういふふうにお尋ねのように有効に流すかということ、を、今研究してゐるわけでありまして、それからなお農林漁業特別会計の方はどうであるかということ、これは、これも少し先になりませんと何ともお答えをいたしかねる、こういうことでござります。

○深澤委員 そこで私は、もう少し先にならないとお答えができないということでございますが、すでにその考慮の期間は相当長い期間あつたはずだと思ふのです。この漁業の金融の問題についての具体的な機構をつくることについては、相当長い期間の問題としてあつたわけでありまして、それが会期の終る今日におきまして、まだ具体化しないというところはどこに原因があるか。もちろんあなたが今おつしやるように、流す方法についていろいろ考慮を払われてゐるというこの考慮の問題はわかつておりますが、こういう強い要望があるにもかかわらずそれができない根拠は、政府内部の問題にあるのか。あるいは関係方面との折衝の問題があるのか。その点をひとつ明確に聞きたい。

○石原(周)政府委員 前の方の、債務償還の金をいかに有効に流すかという問題につきましては、これは先ほども申し上げましたように、まづたゞ事務的な問題でありまして、事務的にどういふ方法が最も有効に行くかというところにつきまして、これは両方むしう協力をしていたして相談しなければならぬ。それから農林漁業特別会計の方でどの程度——これは漁業ばかりであるとお申しません。それ以外の農業林業の問題も同様に御要求が強いのであります。それが、それと合せてみましてどの程度まで余力を持つてゐるかという問題は、これはちよつと先ほども申し上げましたように、なるほど相当長い問題であります。しかし率直に申し上げます、前国会以来長い懸案と申しまするか、御要請のあります問題は相當にたくさんござりまする。これらを全体の均衡予算の行き方をくずさないで、どう持つて行くかという問題は非常にむづかしい問題であります。これは具体的な計数をもちまして、補正予算を決定します際に一括してきめられる問題でありますので、ただいま農林漁業の關係だけにどの程度の金額を融通するか、あるいは優先的にとるかということ、これは、財務当局としてはちよつとお答えをいたしかねる問題になつております。

○深澤委員 それは私の質問の要旨がまだ明確になつていないのであります。この行き悩みの原因は、つまり財政上の全体的なならみの上において、補正予算を組むときでなければこの問題は明確にならないのだ、そこに行き悩みの根拠があるのだ、というふうに承知してよろしうござりまするか。

○石原(周)政府委員 まあさうだと申してもよろしいかもしれませんが、若干補正して申し上げますと、債務償還に限りませんものについては、先ほど申し上げましたように、事務的にどういふふうに分けるかということ、片づけば問題は片づきます。ただそれが足りない部分があると思ひまして、その部分を農林漁業の特別会計というふうな財政資金で、処理をいたそうといふことになつて参ります。今おつしやつた通り、全体の見通しのもとに決せられる問題である、こういうことになつてゐます。従つて前半の新しいことには、これは今日からでも事務的に、話を進めておきますので、事務的に話が進められますと考へております。

○深澤委員 そういたしますと、漁業金融庫あるいは漁業金融特別会計というものは設けられない、農林漁業金融特別会計でまかなつて行くことが適當であるといふやういふ、大蔵省も現在考へられてゐる、こういうやういふに承知してよろしうござりまするか。

○石原(周)政府委員 われ／＼部内においてそういうやうな相談をいたし、そういうやうな趣旨において農林省と折衝いたしております。

○深澤委員 それではなお伺ひたいのであります。先般の国会におきまして農林漁業金融特別会計を設置する場合において、預金部資金の問題が相當問題になつておつたのであります。あのときはまだ預金部資金が農林漁業金融特別会計に流れないかという問題については、明確になつていなかったわけなんでありまして、現在それはそれについて何らかの明確になる時期になつてゐるのではないかと、われ／＼は考へてゐるのであります。あるいはもう決定されてゐるのかもしれません。

が、私は臆聞にしてまだ聞いておりませんが、その点はどういふやういふになつておりますか。

○石原(周)政府委員 現在のところまだ決定をいたしておりません。今までの計画の中で、あるいはこの程度のものは考えなければいけなくなるはせぬかといふやうな面もござります。それからこれではどういふ足りないからといふことで、私どもの方にもぜひ預金部の方からふやしてくれといふ話、農林漁業の例の六十億でござりましたか、あの話が相當熾烈な御要求がござります。それらを現在には配置をしておきますので、どうするかといふことは決定をいたしております。

○奥村委員 同僚委員各位からいろいろ御質疑がありまして、それによつて次第に政府の方針も明らかになつて来たのであります。私は同じやうな質問でありまして、なおつ／＼お尋ねをいたしたいと思ふのであります。

ただいま提案の租税特別措置法改正案の問題は、これは主として漁業権証券の問題であります。この漁業権証券の資金化の問題、これに関連して、漁業制度改革に伴うところの水産資金の手当の問題、これが委員会が一番大きな問題になつてゐる。実は、ほかの水産委員会においても、衆参両院ともこの問題を非常に重要視してござります。これが十分明らかにならなければ、この法案は審議できないといふやうな意見込みでゐるやうであります。特にできる限り政府の対策を明らかにしていただきたいたすわけでありまして、そこで先ほど水産庁の山本次長から、この漁業権証券の金融に關連しての制

度改革の金融は、どうしても特別会計の行き方で行かねばならぬ、こういうことである。大蔵省の方ではまだそこまで考えていない、こういうことである。さて、そこでこれは私は資金の問題じゃないかと思うのです。一応漁業権証券の買上げ償還の形で、今年度は三十億余り債務償還費の中から主計局としては金を出さなければ。この三十億余りの金は重点的に、漁業制度改革の立つたところから、農林中金及び預金部を通じて流せば、水産庁の思う通りに行くのじゃないか。こういうようなことで、なほはその通りであつて、それならば特別に特別会計というものをつくらなくてはならぬわけはなくなる。つまり三十億の金が水産庁の思う通りの方面に流れるとするならば、それでいいじゃないかということになる。そこでそれでもなお水産庁として困るのだというのであれば、三十億億じゃ足らぬのだ。つまり証券の買上げ償還だけでは足りないのだ。そのほか金融的な措置をしてもらいたい、こういう意味が含まれているのではないかと私は思うのであります。そこで少し根本的な話であります。今年八月から実施されるこの漁業法の実施に伴うところの制度改革は、従来の漁業経営者から漁業権を取上げて、主として零細漁民の団体である漁業協同組合、あるいは漁業生産組合の共同経営にやらせて行こう。それならば新たにそういう資金が相当その方面に必要になり、またその資金の裏づけがなければ、漁業制度改革は全然進まぬということになつて、水産庁の方も御心配になつておられることと思うので、ごもつとも思

うのであります。そこで特別会計の御構想でもって漁業証券の買上げを幾らと見込んで、そのほか一体資金をどのくらい水産庁として制度改革のために必要なのか。その水産庁としての制度改革に伴う資金必要量の全般について、ひとつ概略御説明願いたいと思ひます。

○松任谷説明員 お尋ねの制度改革に伴ひまして、資金の裏づけを必要とする事業量なりその資金量は、どの程度を予算されるかという問題でございまして、目下水産庁がいろいろと各地の事情を総合いたしました、推定いたしました数字につきまして総括的に申し上げます、事業内容といたしましては、制度改革の中心部門である経営の切りかえ、すなわち生産部門における共同化資金といたしまして、三箇年間の見通しをもちまして計画をいたしてまいりますと、大体百三十三億の資金量、それから第二番目としまして、内水面関係、鮮魚介も入りますが、増殖の組合経営というような施設を考へてみますと、三年間で一億六千五百万円、それから制度改革による経営の切りかえによりまして、漁獲物を、現在の政令その他の問題を考へ合せまして、どうしても鮮度を維持して有利にこれを処理せしむるというやうな意味合いの施設といたしまして、各地で希望しておられます製氷、冷凍、冷蔵施設といったやうな施設につきまして、二十二億四千七百万円、大体この大きな三つの事項をとらえて考へてみましても、総計百五十七億二千八百万円の資金量を要するといふやうな見通しを立てていられるのであります。なおこれ以外にいろいろと各地の組合におきまして、制

度改革の切りかえに伴ひまして、ぜひやつて行きたいという個々の施設もあるわけでありまして、そういう部門も、われ／＼といたしましてお世話をしなければいかぬ、こういうふうに考へているわけでございますが、大体中心になる三つの事項を考へまして、推計いたしました次第でございます。

それから、それによりまして、その事業資金をいかなる形において調整するかといったやうな問題につきまして、お話の点にございました証券をとお世話しなければいかぬというふうに考へている次第でございます。個々の組合によりまして、単なる証券の買上げといったやうなことで、自己資金を調達するといふやうな面では足らない。経営切りかえによつて基礎施設を整備いたしましたので、今後の経営の安定をはかるというやうな問題につきましては、ぜひとも長期低利の資金を何とか世話しなければ、この態勢が確保されぬというやうな問題もございまして、先ほど次長からお話申し上げましたやうな構想のもとに、ぜひとも特別会計といったやうな国家資金を導入することによりまして、制度改革の資金の裏づけを確保して参りたいと思ひている次第でございます。

つて今後回収しようとする債権の総額が千七百三十三万四千余りでございまして、その点からみまして、金額は大したことはないやうにも見受けられるのであります。これは現在一般会計並びに特別会計で、この法律によつて処理する債権の現在額として資料は出ておるわけでありまして、このほかこの種の未收債権が幾つあるということについては、絶対にないかどうかということをはつきり確かめておきたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 この法律の前にごさいました、この法律によつて廃止をいたしまする租税以外諸収入金整理に関する法律、この法律の適用を受けまして、定期貸、すえ置き貸、その二つの貸付金になつておりますものは、今資料でお読みを願つた金額でございます。この第一条にございまして、定期貸、すえ置き貸という判定をいたしまする以前の債権としてまだ滞つておりますが、まだ従来定期貸あるいはすえ置き貸というやうな整理をしておりませんものが相当あるわけでございます。ちよつと今手元にある金額がございませんでわかりかねますが、その債権が相当あるというふうにお考え願ひたいと思ひます。

○田中(綱)委員 そうなると、なかなかこの法案を簡単に通すわけに行かぬことになるわけでありまして、それではこういう点をひとつお答えを願ひたいと思ひます。特に一般会計で現在定期貸とすえ置き貸の二つに整理いたしまする分が千五百六十九万四千出でおりますが、この債権が発生した原因は、大体どういふところにありまするか。

○石原(周)政府委員 差上げてあります資料に、債権の内容という内訳があるかと思ひますが、弁償金、違約金及び返納金というそれ／＼の欄がございまして、それにござんになりますやうに、返納金と弁償金が多い。弁償金の主たるものは、不法行為によりまして政府に損害をかけた場合の弁償金、そういうものがこの区分に属します。返納金は過払いに見えたりするもので多いかというふうに見えております。返納金は過払いになりましたものの返納金でございまして、これもござんになりますやうに、件数が非常に多いございまして、一件当りの金額は比較的少い。大体弁償金と返納金が大部分であるというふうに考へております。

○田中(綱)委員 私の伺ひたいのは、一般会計のうちで各省にまたがるもの等があると思ひますが、できればそういうものもお調べ願ひたいと思ひます。そうしますと、この種の国の租税債権及び貸付金債権以外の未收債権というものは、予算書の上から見れば、どの部分に出て参つておるのでしょうか。

○石原(周)政府委員 債権そのものが、どれだけあるかということとは、予算書の添付書類のうちにもなかつたと記憶します。これから入ります収入は、雑収入の中にございまして、この債権がどれだけあるかということとは、また別に必要でございまして、資料を整へまして差上げたいと思ひます。

○田中(綱)委員 そうすると、定期貸とすえ置き貸に整理をして、この法律に引継ぐものが千六百万円ほどでありまして、それ以外にまだ定期貸にするかすえ置き貸にするか、未処理の分の

債権が相当である。しかしその金額がわからぬというのですが、ごく概括的にでも額はわかりませんか。数字のことです。○石原(周)政府委員 数字のことではありませんので、あまりいいかげんなことは申し上げられません。ちよつとわかりませんので、調べて……

○田中(鐵)委員 未処理になつておるものが、各省関係においてどういふようになるか。これは私大蔵省に全部こいうものを集めたいまして、処理して行くという考え方には賛成をした。と思うのでありますが、この金額をよく何しておかないと、こいう形で整理するということが、当然回収できる——まさか国民全体の血と汗のかたまりでありますから、こいうことはあつてはならないのであります。が、回収できないというところで、はうり出される。どうもこれは特に戦争中からの引継ぎの関係から見ると、別の名前でちよつと形をかえたぐらいで、りつぱに恩を吹かえておられますけれども、前のやつが相当国民に迷惑をかけたままではうりつぱなしになつておるといふ実情を、われ／＼たび／＼聞きまします。こいう点からこれは的確な資料を出していただきたい。かように考えるのであります。そこで提案の理由の第三に述べられておりますように、この債権の管理者が特に必要と認められた場合には、債権の貸付条件の変更をすることができるとありますが、たとされておるようであります。特に必要と認められた場合という認定の基準はどこに置かれるつもりでありますか。これは実は全体の未收債権の額がわかりますと、大体目途がつくのではなかつたかと思つておりますが、返済期日

から定期貸の場合は十年、すえ置き貸の場合には二十年を経過した後に、資力に回収の見込みがないという見通しをつて、債権を免除するという見通しになるわけでありまして、それまでの間には定期貸で十年、すえ置き貸で二十年という期間がございまして、回収の資力があるかどうかという見通しをつけるまでには、相当の経過期間があるわけでございます。でありますから、こいうふうな管理が貸付条件を変更し得るようにするについては、その認定の基準を大体どこに置かれるつもりでございましょう。

○石原(周)政府委員 条件の変更の内容容につきましても、第六條に、資力が回復した、あるいは資力の状況が悪化した、こいう場合に債権の保全あるいは収入金の納付を容易ならしめるため必要がある——こいうふうな必要になりました場合、悪くなりましした場合同、その両方の場合におきます条件を書いておるわけでありまして、具體的にこれらの資力の状況が回復いたしました、むしろ繰上げて払わせたらどうか。あるいは資力が悪化したので、もう少し延ばしてやる必要がある。極端な場合は免除しなければならぬ、こいうふうなことはこれは管理者、現在は大蔵大臣になるのであります。それに對しまして大蔵大臣所轄のものにつきましても、地方部局でありますところの財務局の方に、こいうふうなことを調べておけという業務取扱の要領を出しまして、その取扱の要領に基きまして、債務者の状態のいづれに照つておくと、それらの時々には動きます状況に基きまして、今申しました判断をいたすわけでありまして、今お

尋のようなこれらの条件というものをできるだけの確に、こつと、それらの変更が決して国の損害にならないようにやつておるといふことについては、今回は、先ほど御指摘になりましたように、地方の知事から大蔵大臣に切りかえをいたしまして、それによりましてその点相当努力によりまして、改善すべき余地があります。なお申し上げておきますが、それらの債権の中には相当古く、金額においても相当小さいものがあつて、場合によりましては、管理の手数等とも関連いたしまして、債務者の資力が現在非常に悪いといふものにつきましても、結局国としては免除した方がよいといふようなものもあつたので、そこら辺はやはり免除しない方がよいといふわけにも参らないのであります。

○田中(鐵)委員 もう一点お伺いをいたします。今お話を承りますと、この種の債権といふものは発生して相当古くのもあるようでございます。債権の発生原因としては、弁償金、還約金、返納金といふような三種類があげられておるものであります。このごろのうちに年間六千億、七千億といふような大きな予算となつて参ります。予算の執行過程において、相当こいうふうな事故の発生する場合もあり得ると思つておられます。過去に発生したものはこいう形で回収するようにならぬと思つておられますが、最近の予算の執行過程においては、こいう債権が残るような事故と申しますか、こいうものがあつたのでございまして、こいうか。その点についてこいうことが発生しないような予算執行上の管理と

いうか注意というか、こいうふうなことは最近はどういうふうになつておりましたか。○石原(周)政府委員 先ほど申し上げましたように、最近も弁償金の類におきましては、相当不法行為に基きますものが多い。新聞あたりで御承知のうちに、遺憾ながら政府の役人で不法行為の結果、金銭を亡失したりする者もございまして、こいう事件が相当にありまして、金額も先ほど来申し上げておきますように、数字は今持つておきませんが、相当になつておるかと思ひます。これを一体どういふうにして防ぐかといふ点でございますが、これはいろいろ点があるわけでございます。もちろん法規の面からばかり申すわけにも参りませんが、法規の面をいたしまして、財政法、會計法といふような法規を従来しばしばそのときの必要によつて改正して参つたのであります。制度としてはなかなかいい制度でございますが、実行におきましては必ずしもそうでもないといふ面もございまして、財政法、會計法といふものを、おつしやつたようにな不法行為などがな／＼生じてくる。かしく手続を煩雜にするという方法でなく、むしろ手続をできるだけ簡素にする。むしろすつきりした形にする。こによつて、かえつて不法行為が減るという面もあるといふようなことも考へまして——その点ばかりでもございせんが、財政法、會計法の改正の案を準備しております。なおそれ以外におきまして、不法行為の生じます理由は、法律あるいはその運用精神などといふような面から来ると思ひます

ので、こいう点につきましては、適宜に措置をとり、こいうことによりまして今後不法行為から生じますこいう損失を、できるだけ防止したいと考えております。

○田中(鐵)委員 これに直接関連してお伺いしたい点は大体済んだわけでありまして、資料にいただきました場合において、特に終戦後の終戦処理費の關係から出ておるこいう未收債権といふものが、相当あるのじやないかとこいうことが予想されますので、こいうふうなものは別に前の法律に従ひまして、定期貸またはすえ置き貸として整理をされておる未整理の分で未收債権があらますならば、特に終戦処理費の關係のものを——こいう数字はつかめるだらうと思ひますが、ひとつ出していただきたいという希望が一つ。

それからもう一点お伺いをしてみたいと思つておられます。たとえこの前早船事件で問題になりましたような鉱工品貿易公団等で、やはり一種の不法行為によつて穴を明けておるような場合、その弁償といふか、こいうふうな關係は十数億のものであります。それから、そのうちで事業場の損失として出て来る分もあると思つておられますが、浮貸等の不法行為の關係で出ておるものは——あれも裁判が完結してないといふわけですが、あの種のものも私は出て参ると思つておられます。それはやはりこの法律に従ひまして処理をして行く御方針であるかどうか。この点をお伺いしておきます。

○石原(周)政府委員 お尋ねの前半の定期貸、すえ置き貸の債権のうち終戦処理費關係のものがあるかといふお

い。そうすれば法律でもつて零細漁民に漁業権を免許しようと思つても、資金がない。そこで土地改革以上に、漁業及び漁村の民主化を目的としたこの漁業法が、現実には空文に帰する。零細漁民はほとんど資金がないという

とはわかつておる。漁業権証券も手に入らぬという。そういう零細漁民の協同化に対しては一体どうする考えなのか。そこでもしこの特別会計ができれば、ということになると、漁業権証券以外に財政資金が水産金融の方に流れないとすると、この漁業法というものの実施はどうなりますか。その点をひとつお伺いしたい。

○山本(豊)政府委員 ただいまの、たとえば定置の場合などで漁業権証券が手に入らない、手に入る者は個人の従来の資本家的な漁業者であるという場合も、これはあり得ると思うのでありますが、そういう場合には一つの方法として、これは富山県の実情はどうであつて、私知らないのではありませんが、そういう従前の漁業者といえども、いわゆる事業の経営というものについては、非常に経験もあるわけでありまして、そういう人がやはり共同経営というふうな方向に——これは実際問題として押しつけるわけではございませんが、行くのが一つの方法としてあると思うのであります。しかし、いづれにしても、そういうふうにして、御切れるわけではございませんので、今の御指摘のようにいわゆる証券もないが、しかし再出資しなければならぬ。これらのいわゆる運搬資金とい

いますか、再出資資金をどうするか。この問題につきましては、特別会計法を考へるときにおきましても、いろいろと考へたことではあります。当初御承知のように、銀行案の当時におきましては、そういうふうなものを含めた、広く水産業全体の金融といふべきか、中心は漁業制度改革にあつたのでありますが、若干外わく的な金融というも

のも考慮しておつたのであります。しかし今の大蔵当局のお話のように、いろいろと財源に關係があり、またこれをいつまで主張しておつても、もう時期もすでに最終的な段階に参りましたので、われ／＼といたしましてはそういうふうな点は別途、いわゆる別の金融問題として考へることにして、とりあえず／＼のこの証券の資金化、従つてまたこれは漁業制度改革の最も必要な最低線を考へて行こうというふうなことで、今日のような状況になつて参つたわけではあります。

○奥村委員 それじや結論として、お尋ねしますが、今年及び来年度において漁業権証券の買上げ償還の資金のほかに、財政資金として水産、特に漁業制度改革に必要な資金は、財政資金としてどのくらい必要なのかどうか。今のぎり／＼のところのお話をお願いいたします。

○山本(豊)政府委員 先ほど申しましたように、第一年度は非常に控へ目にいたしまして、少くとも四十五億予定されておるわけではあります。この内訳、これも一応想定でございますが、大体水産庁の考へはまだまだよく練れていないのでございまして、特別会計から十五億くらいはほしい。大蔵省のいわゆる証券買上げ用のものを二十六億くらい見まして、今これ一本で大蔵省は三十億と言つておるのでありますが、これを二十六億程度見まして、そのほかには約四億くらいは、いわゆる融資を受ける自治体にも責任を負わせよう。つまり自己負担というふうなかつこうになるわけではあります。そういうふうな計算をとつておるわけではあります。従つていわゆるその国家財政的支出は

十五億円だけはぜひお願いしたい。この十五億円も単に一般会計からのみではなか／＼たいへんだらうと思ひまして、われ／＼としまして、さらにそのことを掘り下げて考へまして、一般会計から十億あるいは資金運用部から借り入れて五億でもいい、こういうふうな計算で、一応資金コストを五分五厘くらいな低利にしまして、七年ないし十年くらいは償還期間で貸してもかえらないか、こういう相談をいたしておるわけではあります。

○奥村委員 今年度は四十五億の資金が必要である。そのうち証券の買上げを二十六億予定してあるが、大蔵省の方では三十億ということをお尋ねする。しかし、そこで私が先ほどお尋ねしたのは、その証券買上げ三十億円全部が漁業制度改革には流れないのじやないか。つまり税金に幾らとられるか。そのほかにもその証券は個人に償還されるものができるじやないか。これは先ほど石原次長の御答弁にもあつたが、個人に償還するのは一番あとまわしとして、これは全部制度改革に移すとかに仮定しても、そうすれば税金の金はどこから支払われるか、こういうことになつて来る。そこでどうも十分水産庁の方も案が練り上げられていないように思ふのだが、ともかくさあつて今年度の漁業権証券の償還のほかに、財政資金として幾ら一休金はいるのか。その点をぜひつきりお答願ひいたします。

○山本(豊)政府委員 先ほど申しました水産庁案なるものは、これは税の關係を実は抜きにして申した数字であります。従つて四十五億というのは、これはまる／＼漁業制度改革に充當しな

ければならぬ資金であるのであります。従つてこのほかにいわゆる税をかりに十五億といういたしますれば、プラス十五億の金があるわけでありまして、従つて証券買上げが四十五億のうち二十六億と一休申しましたが、これには先ほど申しました、いわゆる税金の支払いの分の買上げは含んでいないのであります。

○奥村委員 税金を支払うとすれば、四十五億のほかにその税金の金額だけはよけいにいるのだ、こういうことであります。それで一休水産庁の方のお考へはわかりました。主計局の方にお尋ねしますが、一休今年度八月から実施する漁業法の実施について、主計局として、財政当局としてはどう考へておられるか。この漁業法は申すまでもなく御存じの通り、当時の民主党、民主党が賛成して、しかもこれは政府提案で通過したものです。政府としてはこれは万全の策を講じて実行しなければならぬ。従つてこれは財政的な裏打ちがなければならぬ。ただいま水産庁の方で申しますように、約四十五億の金が財政的に支出せらるべきだ。これは一般会計から支出して特別会計の形にするか、あるいは農林中金に流して、別途機關をつくるか、これは別として、財政資金としてどうしても四十五億いるのだ、こういうことであります。これは一休大蔵省はどう考へておられるか。またこの交渉はいつ初めて受取つたか。これに対して今どういう手を打とうとして考へておられるか。

○石原(周)政府委員 お尋ねの点のまづ第一点でございます。本年度の金を大蔵省の方はどう考へておるかという

ことでありますが、水産庁の方からお話がありましたように、水産庁は四十五億円の所要資金を見ておられるわけでありまして、そのほかにも税金が十五億、合計六十億円を見ている。このうち税金の十五億円につきましては、きよの午前中水産委員会銀行局長がお答え申し上げたのであります。私どもの方の主税当局と打合せてみまして、本年度中に金の支払いを要するの、おおよそ十億程度ではあるまいかということではあります。従いまして本年度の所要資金は、税金の部分ではないかと考へております。それから総額を三十億ないし三十五億程度というのを、午前中から申しておるわけではあります。そこら辺多少輪郭を弾力を持たせておられますのは、四十五億と申しますのは、これは水産庁におきましていろいろ審議をせられ

た結果、漁業制度改革における、漁業がうまく行くための資金である。これらの資金のうち、優先順位あるいは緩急の度合いをはかりまして、なおぎり／＼本年度においてどうしてもスタートしなければならぬものが、どの程度あるかということにつきまして、制度改革の趣旨を没却することなくして、現在の財政あるいは資金の需給というふうな点から申しまして、圧縮をいたし得るのではあるまいかというふうな考へております。その圧縮をいたした結果、三十五億から十億引きますと二十五億になります。農林省側で言つておられます四十億というものが、先ほど来申し上げておりますように、政府の關係事業におきまして、物価騰貴その他の關係

ことではあります。水産庁の方からお話がありましたように、水産庁は四十五億円の所要資金を見ておられるわけでありまして、そのほかにも税金が十五億、合計六十億円を見ている。このうち税金の十五億円につきましては、きよの午前中水産委員会銀行局長がお答え申し上げたのであります。私どもの方の主税当局と打合せてみまして、本年度中に金の支払いを要するの、おおよそ十億程度ではあるまいかということではあります。従いまして本年度の所要資金は、税金の部分ではないかと考へております。それから総額を三十億ないし三十五億程度というのを、午前中から申しておるわけではあります。そこら辺多少輪郭を弾力を持たせておられますのは、四十五億と申しますのは、これは水産庁におきましていろいろ審議をせられ

から、資金の追加需要は非常に大きいわけであります。そういうようなものを、今われ／＼いろいろ重要性を伺つておるわけでありますが、それらのものにとらみ合せながら、資金の順位あるいは緩急というものをから考えまして、どの程度がほんとうに本年度にどうしても出さなければならぬものかというところにつきまして、検討をいたした次第であります。それで資金の要求にはおのずから程度の違いがあるものでありまして、ここまではつきり線が引けるというところはなか／＼むずかしいことではあります。それらの四五億という御要求に対して、一応われわれが用意いたします二十五億との差というものは、それらの重要性が、今後に出て参ります。あるいは現在出て来つたところの政府関係のいろいろな新しい資金需要というものとにらみ合せながら、先刻来申し上げておりますように、農林漁業の特別会計におきましてこの資金を拡充する要求が、これは休会前の国会以来非常に強いものが出ております。そこら辺にとらみ合せて考えて参らうというのが、われ／＼の現在の態度であります。現在のところは、今申し上げた三十億ないし三十五億という線におきまして、農林省側の要求せらるるところとどういうふうな結びつけて行くかというところを、事務的に至急取運んでおる状況であります。

○農林委員 それでは重ねてお尋ねしますが、資金の量の問題は抜きにいたしまして、漁業権証券の買上げ償還の資金は、もしそのほかに必要であるならば、今春すでに充足した農林漁業特別会計、これに多少の資金を流して、

これを通じて融通しよう、こういうふうな御答弁のようであります。従つてそれらとは別個に制度改革のための特別会計をつくらうという水産庁の案に、大蔵省がもしも反対であるならば、その反対の理由を聞かしていただきたいと思います。

○石原(農)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、農林漁業特別会計と申しますのは、民間資金をもつてしては流れないような農業、林業、漁業の資金を、財政資金、一般会計、預金部、見返り等より、そういうものを通じます金として流して参るという仕組みであります。現在この会計でやつております幅は、資金の量と優先順位ということの結果、ある程度公共事業あるいはこれに類似したものに、一応のところ限局をせられておるのであります。ただこの会計の幅をいたしましては、政令でも明らかでありますように、一例をあげて申しますれば、漁業の共同施設というような農林省側から御要請の強い面につきましても、この会計から充てて参ることができるとあります。従いまして私どもといたしましては、資金全体の緩急の度合いをはかるという意味からいたしまして、幾つかの特別会計をおのおのの事業ごとにただやつて参るといふようなやり方をいたしません。できるだけこれを調整可能な方法にしておいて参る方がよろしいという意味におきまして、もしも追加の機会におきましてこういう方面に金をまわす余裕が出て参りますれば、それは新しい特別会計をつくることではなくして、既存の会計にその金を流すとか、その会計の中における優先順位によつ

てやるということになると思ひます。○農林委員 ただいまの主計局長の御答弁によりますと、すでに農林漁業特別会計があるんだ、そのほかにも新たに特別会計をつくらなくても、すでにあるものを利用すればいいのじやないか、こういうのであります。私はこれに対しては反対であつて、制度改革に伴う特別の目的を持った財政資金であるから、これは別に特別会計をつくるべきであると思う。水産庁の側は今の大蔵省の言われる説に承服ができませんというところを、しよつちゆう主張しておられるのですが、どういうわけかにしていただきたいと思います。

○山本(農)政府委員 先ほど申しましたように、水産庁といたしましては、特別会計制度案は最後のぎり／＼である。それで現在あります農林漁業特別会計と切り離して、水産単独の特別会計を主張している理由を簡単に申し上げたいと思ひます。その一つは、先ほど農林委員から御指摘がありましたように、資金のわくは確かにあるわけでありまして、もう一つは、抱き合せて特別会計から出る面／＼あらゆるものから出るのではありませんが、これは国の／＼の資金繰りの関係でやむを得ぬと思ひます。そういうものと組み合せて、そうして、しかも漁民が立てました再出発の計画なるものを十分検討いたしました。これなら大丈夫だといふものに官庁として責任ある指導をしたい。そのためには、この金庫にいたしたとところで、手放しに金融機関にまかせるといふことでは、どうしても親切に指導ができない。また権限の上からい

ても、立入的になる心配があるのであります。それが第一点であります。もう一つは、農林漁業公庫と区別せぬでもいいじやないか。これはいわゆる融資の方式といひます。か、そういう点におきましては確かに農林漁業公庫も特別会計であります。また今考えております水産の方の特別会計であります。従つて、おそらくこれは農林中金に實際は委託するようになつて、執行がとられるということにならざるを得ないのであります。この点は同公庫の実情を申しますと、発足間もないことではあります。六十億のわくにおきましては水産についてはわずかに三億ばかりで、しかもそれは漁港関係の公共事業だけしか認められていないのであります。そこで前国会においても、それじや困る、農村方面に比べて非常に漁業が虐待されておるのじやないかといふことで、いろいろいたしまして、とにかく政令改正の機会に、冷蔵施設というようなのは、今度六十億があるいは百二十億になるか百十億になるかわかりませんが、六十億にプラスアルファが出た場合には、考えようじやないかといふふうにはなつて来ております。従つてこの線

で考えられるものはせい／＼冷蔵施設、これもわれ／＼の必要とするものの何割か、何分の一しかなか／＼資金のわくから行きますと困難であると思ひます。しかしこれも大蔵省の理解があればある程度行くと思ひますが、ただこの面を農林漁業公庫の方から出し、片方また一般の漁船であるとか、漁網の買入れであるとか、こういうような経営面全体としての資金面を、政

府の買上げ償還で行くということになりますと、どこへそれを結びつけて有効適切な、効果的な指導をして行くかということに迷わざるを得ないのであります。そういう面からいたしまして、もちろん水産の特別会計法ができましてした場合にダブる分の冷蔵施設については、向うからこつちへ持つて来てよいのであります。但しいわゆる制度改革というものは、現在の農林漁業公庫のねらいとは違ふのであります。従つてそういう面から別個の特別会計法はどうしても必要である、こういうふうな考へております。

○農林委員 大休われ／＼の聞くべきところは聞いたので、水産庁と大蔵省に要請を申し上げておきます。まず水産庁に。大休漁業法実施に伴う制度改革に多大な資金が必要であるといふことは今始まつたことではなない。漁業法制定のときにこれはわかつておつたので、もう少し早くこれを取上げてほしかつた。ことしの春、この三月か国会が休会に入る前に、大蔵大臣、農林大臣に大蔵委員会にお越し願つたが、漁業権証券の金庫については大蔵大臣は責任をもつて引受けてくれた。それで、それについては買上げ償還の方法その他でもつて、大休われ／＼の希望通り行くものと思つた。しかし制度改革に伴う漁業権証券の金庫以外に多大な金があるといふこと、これは寡聞にして今日まであまりわれ／＼の耳に入らなかつた。本来ならば昭和二十六年度の予算審議の際にこれは持ち出すべき問題である。かりそめにも五十億の金といふものを一般会計から特別会計に繰入れるのならば、二十六年度の予算をつくるときになぜ持ち出さな

んだというふうに、私は問題を持つて行かなくてはならぬ。その点水産銀行の問題がこの春以来いろ／＼騒がれておつたときに、漁業権証券の金融以外に、制度改革に伴う金が必要だということの線がはつきりしておらぬということを、私は私の感じとして申し上げた。これは水産庁に対しての一つの要望であるが、大蔵省にもひとつ申し上げておきたい。政府として漁業法実施の責任があります。これは政府提案でつくつた。しかもこれは日本民主化の大きな命題であります。すでに土地改革が大体片づいて、漁業の民主化はこゝとしこれから実施するので、その経済的な裏打ちである制度改革に伴うこの資金、これを大蔵省がもし冷淡に考えられるとするならば、この漁業法は全然空文に帰します。これは水産庁からたび／＼説明があつたことを思います。が、私からもひとつ申し上げる。なぜならば、私はこの漁業法に対して賛成申したから、ひとつ耳に入れておきたいと思うのだが、これは農地改革と同じようで同じではない。農地改革は不在地主から土地を政府が買い上げて耕作者に渡す。買い上げて耕作者に渡せばそれでよかつた。ところが漁業の改革はそう簡単には参らぬ。定置網とか、あるいは旋網その他の漁業は、一統の施設に一千万円以上の資金がいる。あるいは小規模の漁業でも二百万円、三百万円の資金がいる。そういう莫大な資金のいる漁業を、従来の個人的な資本家あるいは会社から漁業権を取上げて、零細漁民の団体である協同組合に漁業権を渡そう、これが真に沿岸漁業の民主化になるということで、われ／＼はこの法律に賛成したわけであ

す。そこで本来ならば漁業権証券の資金は従来の経営者のふところに入るのが多い。まあ漁業会にも入りますが、漁業会に入らない分もある。従つて制度改革に伴つて新たに零細漁民が団結して、そういう大きな漁業をやろうという場合には、資金の裏づけがなければ全然この漁業法は空文に帰する。そこに水産庁の苦心がある。従つて漁業権証券の金融だけでなしに、もう一つ漁業制度改革のための資金が別にいる。これは非常に困難なことではあるが、これを実施するために、特に日本民主化の最後に残された点であるからして、どうぞこの点は大蔵省も御理解になつていただいて、何とか金融の措置を講じていただかなくてはならぬ。もしこの金融の措置が講じられないとするならば、おそらく漁業法は空文に帰するだろうし、そういうことになれば、おそらく自由党内閣は社会党あるいは共産党の諸君から、非常な攻撃を受けることになるのであるからして、その点は十分ひとつ御認識になつていただきたいと思ふのであります。まだこまかい点ではありますが、私は聞くべき点は聞きましたので、要望を申し上げて私の質問を終ります。

○小山委員長代理 深澤君、質問がありますか。——深澤君。

○深澤委員 建設省の方にお伺いしたのであります。この租税特別措置法の一部を改正する法律案の終りの部分であります。土地収用に伴つて交付される補償金の問題でありますが、大休土地価格が未定であります。農地改革關係法によります強制譲渡の反当価格は五千円となつており、また地方税の評価によりますと、賃貸価格の九百

倍程度にきめられておるわけでありま
す。一体今後起るであろうところの土
地収用に伴う補償金は、どういうとこ
ろに基準を置いてその価格を割出して
行くのか。この点を先般お伺いしたの
であります。これは建設省関係でな
ければおわかりにならないということ
で、おいでを願つたのであります。か
その点をひとつお聞きしたいのであり
ます。

○國宗説明員 御質問の趣旨の土地収
用による損失補償についてお答えいた
します。土地収用法による損失補償
は、収用、使用により通常受ける損失
を補償するわけでありますが、この通
常受ける損失の補償の中には、まず土
地の場合におきましては、土地の価格
があるわけであります。土地の価格と
申しますのは土地の客観的な価格でござ
いまして、一般的に取引せられる場
合におきましては、その取引市場にお
ける価格をいうのであります。そのほ
かに特別な事由によつて生ずる補償、
たとえば移転料、残地の補償、残地に
さく、みぞ、通路等の新築、改築、増
築または修繕をいたします場合の損
失補償、今申し上げましたほかに、収
用、使用によります通常生じ得る損失
補償があるわけでございます。通常生
じ得る損失の補償と申しますのは、移
転の期間中における営業の損失、ある
いは農地の場合におきましては離作料
等でございます。従いまして損失補償
と申ししましても、通常生じ得る損失補
償でございますが、そのうちには、あ
たかも任意売買の場合におきましての
売買の対価の性質のものと、実物弁
償、たとえば移転料のようなものは実
物弁償でございます。それから慰謝料

に類するような離作料と称するもの、その種ものが含まれておるわけでございます。それから具体的にどのようにして評価するかと申しますと、昨年の七月三十一日までは、土地の価格が創設農地についてはきめられておりましたが、その後につきましてはそのものが、その以後につきましてはそのものが、統制がないわけでございます。ないわけではございませんが、大体今までと同じでございまして、土地の価格に離作料を加算いたしまして計算いたしますし、特別の事情によつて生ずる損失補償がありましたならば、それもその実情において計算いたしております。

○深澤委員　その法律解釈の趣旨はよくわかるのでありますが、一番中心になるのは、その土地価格の問題であらうと思ふのであります。その土地価格を標準として、移転料あるいは離作料その他の損失補償が行われると思うのであります。その価格の決定が非常であるというふうに、解釈されるわけであります。今、法律の解釈がされたのであります。しかし具体的なものはなかにつきりしないのであります。たとえ土地価格はその土地における売買価格を標準として定めるのか、それとも農地改革に基づく政令によつて、換制譲渡の規定によりますれば五千円ということに大体きまつておる。また先ほど申し上げましたように、地方税の特別資産税の評価の点からも、やはり土地価格が一応出て来る。つまり法律を根拠とする幾多の土地価格が現在あるわけでありまして、どれをおとりになるのか。そういうものは全然無視されて、その土地々々における時価によつて評

価されるのか、そういう点がわかつていないので、具体的にその点をお伺いしたいのであります。

○國宗説明員 お答えいたします。御質問のように、農地につきましては先買いたします場合の価格、現在の強制譲渡の価格、地方税法にいう価格があるわけでございますが、具体的に申し上げますれば、普通の田におきましては、昨年の七月以前は、土地価格は反当り七百五十円でございますして、現在の強制譲渡の価格は五千円であるわけでございますが、それでは安過ぎるのは明らかでございますして、実情もそういうものでは売買いたしておりませんので、これは現在も昨年の七月以前も同じでございますが、それに加えて離作料と称するものを三万五千円ないし五万円、五万五千円ないし六万圓くらいの見当で払つておるわけであります。従いまして地方税法の価格で申しますと、今具体的に覚えておりませんが、前の平均でありますが、一万八千圓くらいになるわけでございます。それよりもうんと高くなりまして、大ざっぱに申しまして、四万ないし六万というのが総手取りの価格になつておるわけでございます。それでは何を基準にしたかと申し上げますと、結局は収用いたします場合には、その前に任意売買に應ずる人が必ずあるのでございまして、その任意売買に應じた人の価格が五万円で應ずるとすれば、大体収用審査会におきまして、五万円という採決をいたしております。これは現行収用法の建前から申し上げますと、両当事者の申し出た価格でもつて民事訴訟法の原則に従いまして、当事者主義を十分に働かすわけには参りません。

ものですから、ある程度職権的に収用審査会でできております。収用審査会の構成メンバーは、ただいまでは土木部長と経済部長と地元の税務署長に、三名の県会議員が加わりまして、相当官憲的色彩のある委員でもつて構成しておりますわけでありまして、そこでたまたま国会に提案中の改正法におきましては、民主化したしまして、学識経験者から選びまして、県会の同意を得た委員七名をもつて構成いたします。

それから土地価格につきましては、まあたゞ当事者の責任にまかすという理論が正しゅうございますので、当事者の申し出る価格でもつて、その範囲内でできる。そういったしまして弁護士を代理人といたしませんので、ある程度職権主義を加味いたしましたところで、正当な価格でできるように改正する予定になっております。

○深澤委員 土地価格の点については了承いたしました。そこでもう一つ伺いたしたいのですが、先般もちよつとお聞きしたのでありますが、道路とか河川あるいは鉄道等の関係による土地収用が、二十五年法においては三十七件があつたということが報告されておるわけでありまして、ところが先般もお聞きしたのでありますが、最近飛行場の拡張であるとか、あるいはいろいろ軍事施設の拡張等によつて、土地が相当つぶされて行つていゝるのではありません。これは土地収用を適用して行つていゝるのか、それとも特別の処置をとつて解決されていゝるのか、その点

がはなはだ不明確でございます。東京都下等においても相当問題がありまして、特別調達庁等に参りまして、この点がはなはだ不明確であります。こ

ういふ点の処理はどういうぐあいにされていゝるのか、この点をひとつ……。

○國宗説明員 今の御質問の趣旨が、具体的に明確を欠くように存するのであります。飛行場のための収用は、現行収用法においては認めておらないわけでございます。それからそのほか土地物件収用使用令という政令がございまして、その方におきまして、直接占領軍に調達するための収用ならば考えることは存じますが、それは私の方の所掌ではございません。それから改正収用法におきまして今考へておりますことは、民間航空飛行場のための収用すら、収用できる理由の中には列記されております。

○深澤委員 そういたしますと、現在、たとえば東京都下の横田の飛行場の拡張のために、土地がほとんど収用されておる状態があるのであります。それはこの土地収用によつてはやられていない。それは占領軍の直接的な処置として行われていゝるというふうな解釈してよいですか。

○國宗説明員 横田につきましては、私の方に収用の事件は必ず通つて来るのでございまして、それは私のところへ来ておりませんから、おそらく収用法においてはやつておらぬと存じます。

○深澤委員 そういたしますと、そういう占領軍関係の土地収用あるいは強制的な立ちのき等が行われておるの、これは建設省関係としては何ら今まで扱つたことではない、こういうことになつておるのですか。全然あなたはそういう問題については今までタツチされない。おそらく土地収用法による収用でなしに、ほかの形において解決され

ていゝるだろう、こういうふうな今言われたと思うのですが、そういう状態なんです。全然ないのですか。

○國宗説明員 御質問の、あるかないかにつきましても、私自身は承知いたしておりませんことを、ひとつ申し上げなければならぬと思ひます。

それから収用法に基づく収用というものは、大臣が決裁するのでございまして、事務的には私の方で処理を見ておりますが、その事件は最近におきましてありません。

○小山委員長代理 本日はこれにて会議を終ります。

午後四時十七分散会

〔参照〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めゝるの件（内閣提出）に關する報告書
租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に關する法律案（内閣提出）に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年五月二十九日印刷

昭和二十六年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 行